

しょう がく せい
小学生プログラマーのための
ちよ さく けん し ちよう
「著作権」知っつく帳



みなさんは、イラスト、音楽、作文、プログラムなど
たくさんの作品をつくってきたと思います。
そして、これからもたくさんの作品をつくらしたいと思います。みなさんがつくった作品は、「宝物」です。

みなさんは、大切な「宝物」を、どうしたいですか？誰にも見せないで秘密にしておきますか？
それとも、友だちや先生に見せますか？あるいは、みんなに「宝物」をくばりますか？

みなさんには、自分の「宝物」=自分のつくったプログラミング作品をどうしたいか、
自分で決められる権利があります。この権利が「著作権」です。
著作権は、作品をつくった人(著作者)だけが持つことのできる権利です。

自分の作品をほかの人にまねされたくない。勝手にくばられたくない。
自分の作品をくばるときに、お金をもらいたい。こうしたきまりを著作者が自分で決めて、
つかう人にまもってもらおう権利が、「著作権法」で約束されています。

みなさんは、よいプログラミング作品をつくりだせたとき、たくさんの人に見てもらいたい！
たくさんの人に役立ててもらいたい！と思ったことはありませんか？

自分の作品を、広くたくさんの人につかってもらいたいときは、
「CCL(クリエイティブ・コモンズ・ライセンス)」というしくみを使って
利用を許諾することもできます。
作品にCCLをつけると、「私の作品をみんなであつかってもいいよ」というメッセージになるのです。

みなさんは、今からプログラミングやプレゼンテーションにチャレンジします。
「著作権」のことを考えながら、「つくるひとも、つかうひとも、みんなうれしい」
素晴らしい作品をつくってください。

Q

ちよ さく けん
「著作権」ってなに？



ちよ さく けん
「著作権」ってなんのこと？

ちよ さく ぶつ
「著作物」をつくった人が「勝手につか
ないで」「つかうときはこうして」と言える
権利だよ



ちよ さく ぶつ
「著作物」はなんのこと？

ちよ さく しゃ
著作者が、考えや気持ちをもとにつく
たものが、著作物なんだよ。身のまわりに
たくさんあるよ。たとえば…

ものたり 物語	けん ちく 建築	イラスト
おん かく 音楽	ち ず ず けい 地図、図形	コンピュータ プログラム
ぶ とう 舞踏	えい が 映画	
かい が 絵画	しゃ しん 写真	えい ぞう とう が 映像(動画)



わあ…こんなにたくさん！
著作権はなんのためにあるの？

ちよ さく ぶつ
著作物が勝手につかわれたり、売られた
りすることを防ぐためだよ。著作権は作品
をつくる人を助けると同時に、みんながそ
の作品を楽しむために大切なルールだよ



ちよ さく けん
著作権はどうやって
もらえるの？

ちよ さく ぶつ
著作物がつくりだされた瞬間、つくった
人に権利がうまれるよ。自然にうまれる
ものだから、学校や役所に申請する必要
もないよ。ただ著作権には期限があって、
権利がもらえるのは、つくった人が生
きている間と、その人の死後70年間だよ



Q

プログラミングにも
関係あるの？



プログラミングと著作権は
関係があるの？

プログラム自体も著作物なんだよ。それか
ら、プログラミング作品に登場するキャラ
クターや背景につかうイラストや写真、
BGMなども著作物の可能性があるよ



たしかに…じゃあ、誰かがつくったもの
を、まねして、自分で描いたり歌ったりす
れば、著作権は関係なくなる？

だれかの作品を勝手にまねしたり、勝手に
に変えたりするのは…つくった人やもの
を大切にしている、とは言えないよね…



これじゃあ、何もつかえないよ…!!

きちんと許諾をとれば、つかえるよ



だれに、どうやって許諾をとるの？
めんどくさそうだなあ…

めんどくさいと思うかもしれないけれど、
ルールをまもると、作品をつくった人も、
つかう人も、みんながすっきりするし、幸
せになるよね



もし勝手に使ったら、
どうなるの？ パレなきゃいいよね？

勝手に使ったら、法律違反になって、著
作権者からうたえられることもあるん
だよ…それって、みんな幸せじゃないよね



Q

フリー素材はOK?



「フリー素材」なら
勝手につかってもいいよね?

う〜ん…ちょっとちがうかな。フリー素材にもつかうためのルールがあるし、サイトによってルールはさまざまだから、つかうまえに調べたほうがいいよ。違法な素材を勝手につかっている悪いサイトもあるから、要注意!



え〜! どうやって
調べればいいの?

「利用規約」を見てみよう。むずかしい言葉が多かったら、おとなの人に読んでもらって、教えてもらおう



著作物をつかう許諾のとりかた

インターネット上で見つけた図や表をつかいたいとき

サイトを運営している人に、メールなどで相談する。使う目的をつたえて、参考にしたサイト名をはっきり書く必要があるか、お金はかかるか、など、つかうための条件を確認しましょう。

フリー素材をつかうとき

サイトごとにルールがちがうので、それぞれ「利用規約」を確認しましょう。

	いらすとや	イラストAC (無料会員の場合)
個人利用	OK	OK ただし会員登録が必要 1日9時まで
商用利用	OK ただし20点以内	OK ただし会員登録が必要 1日9時まで
編集・加工	ルールを守ればOK	ルールを守ればOK
クレジット	不要	不要
ほか	「当サイトの素材は無料でお使い頂けませんが、著作権は放棄しておりません。全ての素材の著作権は私みふねたかしが所有します」とことわりがある	「イラストACに保管されているイラストの適法性を保証できません。弊社はイラスト利用に関するいかなる権利侵害に対しても責任を負いません」とことわりがある

Q

自分の作品にも 著作権があるの?



プログラミングのレシピ本を見ながら、
ゲームをつかったよ。著作権は誰のもの?

レシピを参考にして、自分オリジナルのコードで作品をつかったなら、著作権は君のものだよ。本にのっているプログラムにも著作権があるから、そのままつかう場合はルールを確認してみよう



自分のつくったゲームをヒントにして、友達達ももっと面白いゲームをつくったみたい…なんかフクザツ…

君の作品に似たプログラムや画像をつくるなら、君に許諾をとる必要があるよね。反対に、もし君が自分の作品をみんなにつかってほしいなら、「つかってもいいよ」という特別な許可(CCL)をつけるといいよ



そうか〜自分の作品を
みんなにつかってもらいたくなくなった!

それじゃあ、どこまでならつかっていいよ、というルールを決めておこう。「利用規約」っていうんだよ



スクラッチ作品をつくるときの注意点

スクラッチは、米国MITメディア・ラボのライフロング・キダーガーデン・グループの協力により、スクラッチ財団が進めているプロジェクトです。ですが、米国のものだから、といて、日本の著作権法を無視するわけにはいきません。日本に住んでいる人がスクラッチで作品をつくるときは、米国のフェアユース規定ではなく、日本の著作権法にしたがう必要があります。

日本の著作権法では、作品をつくる人の年齢に関係なく、同じ権利があたえられ、違反すれば罰金が科せられます。そのため、子どもがスクラッチ作品をつくって、その作品をスクラッチ内で公開したり、コンテストに応募したりする場合も、ほかの人の著作物をつかうときには基本的に著作権者の許諾をとる必要があります。子どもだから勝手につかってもいい、とはなりません。

小学生プログラマーのための著作権チェックリスト

作品タイトルは自分で考えた？

※有名な商品やキャラクターの名前は「商標権」というルールで使えないことがあるから注意しよう

大会に応募する前にチェックしよう！

キャラクター、イラスト、写真はどこで手に入れたもの？

(例) つかったもの：ねこのイラスト みつけたところ：いらすとや

(1) つかったもの

みつけたところ

つかっていいか確認した

つかっていいか確認した

(2) つかったもの

みつけたところ

つかっていいか確認した

(3) つかったもの

みつけたところ

つかっていいか確認した

図や表、記事はどこで手に入れたもの？

(1) つかったもの

みつけたところ

つかっていいか確認した

(2) つかったもの

みつけたところ

つかっていいか確認した

(3) つかったもの

みつけたところ

つかっていいか確認した

BGMや効果音はどこで手に入れたもの？

(1) つかったもの

みつけたところ

つかっていいか確認した

(2) つかったもの

みつけたところ

つかっていいか確認した

(3) つかったもの

みつけたところ

つかっていいか確認した

作品のどこかに、出典(つかったもの、みつけたところなど)を入れている？

生成AIをつかうときの注意点

生成AIをつかいたいときは、小学生でも利用できるものを探してつかいましょう。例えば、「ChatGPT」は小学生の利用をみとめていないので、つかうことはできません。

生成AIは、インターネット上にある多くの情報をあつめて、あらたな情報をつくれます。なお、生成AIでつくった作品(イラスト、文章など)が、有名な作品とそっくりだった場合、その作品をコンテストに応募するプログラミング作品に使うと著作権違反になることがあります。

生成AIをつかうときは、プロンプト(生成AIにだす命令文)に、だれかの著作物があるような言葉はつかわないことが大切です。そして、生成AIをつかうときは、「生成したシステム」や「プロンプト」「生成した日時」を必ずどこかに書くようにしましょう。

この資料のイラストは生成AIをつかって作成しました。 つかった生成AI：アドビ ファイヤーフライ

プロンプトと生成日：1「著作権に興味がある、日本人小学生男子、笑顔の横顔」2024年5月30日(木)22時20分

2「著作権に興味がある、日本人小学生女子、笑顔の横顔」2024年5月30日(木)22時32分

3「プログラミングをやっているような、日本人男性40歳、メガネをかけた小学校教員の横顔」2024年5月30日(木)21時48分

4「プログラミングをやっているような、日本人女性40歳、小学5年生の母親、笑顔の横顔」2024年5月30日(木)21時55分

著作権のことをもっと知りたいひとはこちら

文化庁 著作権課

<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/>



公益社団法人著作権情報センター

CRIC

<https://www.cric.or.jp/>



一般社団法人日本音楽著作権協会

JASRAC

<https://www.jasrac.or.jp/>

